

# 「専門実践教育訓練給付金」 指定のお知らせ

ヒューマンアカデミーの「キャリアコンサルタント養成講座」は、「専門実践教育訓練」の指定講座です。

## 「専門実践教育訓練給付金」とは？

労働者の主体的で中長期的なキャリア形成の取組を支援することによって、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とした国(厚生労働省)の制度です。

雇用保険の被保険者(一般被保険者及び高年齢被保険者)または被保険者であった方(離職者)が、厚生労働大臣の指定した専門的・実践的な教育訓練を受講した場合に、その受講費用の一部に相当する額が給付金として支給されます。

ヒューマンアカデミーの「キャリアコンサルタント養成講座」の場合、通常の受講費用は次のようになります。

受講費用(受講者本人が支払った費用) **335,500 円** + 教材費  
〈内訳〉 入学金 33,000 円 + 受講料 302,500 円 + 教材費

なお教材費につきましては、教材改訂等に伴う費用の変動がありますが、2022年4月1日現在指定の教材費は12,423円のため、専門実践教育訓練給付金の申請可能限度額は、347,923円となります。

申請限度額 **347,923 円**

〈内訳〉入学金 33,000 円 + 受講料 302,500 円 + 教材費 12,423 円

講座修了時  
の支給額(50%)  
**173,961 円**

+

資格取得+就職時  
の支給額(20%)  
**69,584 円**

=

合計支給額(70%)  
**243,545 円**  
実質自己負担額(※) **104,378 円**

※実質自己負担額は、教材費が12,423円の場合の金額となります。

## 「専門実践教育訓練給付金」を受給するには？

### 1 支給対象者(受給資格者)

雇用保険の被保険者等のうち、概ね次の条件を満たす方が対象となります。ご自身が受給資格者であるかどうかは、住所地を管轄するハローワークの教育訓練給付窓口にご照会ください(※)。

#### (1) 雇用保険の被保険者

専門実践教育訓練の受講開始日に、雇用保険の被保険者期間が3年(初めて教育訓練給付金を受ける場合は2年)以上ある方。

#### (2) 雇用保険の被保険者であった方

離職日の翌日から専門実践教育訓練の受講開始日までが1年以内であって、離職前の被保険者期間が3年(初めて教育訓練給付金を受ける場合は2年)以上ある方。

※校舎受付にある「教育訓練給付金支給要件照会票」をハローワークに郵送して行うこともできます。



## 2 対象講座

2022年6月以降に各校舎で開講する「キャリアコンサルタント養成講座」が対象となります。

指定番号	: 1310200-1820011-4
教育訓練施設の名称	: ヒューマンアカデミー株式会社
教育訓練講座名	: キャリアコンサルタント養成講座
受講開始予定年月日	: 受講するクラスの第1回目講義日(第1回目スクーリングの3週間前)
受講修了予定年月日	: 受講するクラスの第10回目講義日

## 3 受講前の手続

受講の申込みと並行して、受講を予定している専門実践教育訓練の開始日の1ヶ月前までに、ご本人が直接、住所地を管轄するハローワークで次の手続を行ってください。

### (1) 訓練前キャリアコンサルティング

### (2) ジョブカード作成

ハローワークで、訓練対応キャリアコンサルタントによる(1)訓練前キャリアコンサルティング(※)を受けて、(2)ジョブカードを作成します。

※事前予約が必要な場合もありますので、ハローワークへは早めにお問い合わせください。

### (3) 申請手続き

次の書類をハローワークに提出し、「教育訓練受給資格者証」の交付を受けます。

- ① 受給資格確認票
- ② ジョブカード(もしくは「専門実践教育訓練の受講に関する事業主の証明書」)
- ③ 住居所確認書類(運転免許証など)
- ④ 雇用保険被保険者証
- ⑤ 写真2枚
- ⑥ 払渡希望金融機関の通帳又はキャッシュカード

## 4 受講後の手続／①講座修了

養成講座を受講修了後、修了日の翌日から1ヶ月以内に、「教育訓練受給資格者証」に次の申請書類を添えてハローワークに申請します。講座受講費用の50%が支給されます。

- ① 教育訓練給付金支給申請書(様式第33号の2の4)
- ② 専門実践教育訓練修了証明書
- ③ 当該専門実践教育訓練の教育訓練経費に係る領収書(※)
- ④ 教育訓練経費等確認書

※入学金・受講料・教材費をお支払いいただいた際の領収書等は失くさないように大切に保管してください。

## 5 受講後の手続／②試験合格・就職

キャリアコンサルタント国家資格を取得し、かつ修了日の翌日から1年以内に雇用されて雇用保険の被保険者となった場合、雇用された日の翌日から1ヶ月以内に、「教育訓練受給資格者証」に次の申請書類を添えてハローワークに申請します。講座受講費用の20%が追加支給されます。

(被保険者として雇用されている方は、国家資格取得の翌日から1ヶ月以内に、ハローワークに申請します。同様に講座受講費用の20%が追加支給されます。)

- ① 教育訓練給付金支給申請書(様式第33号の2の5)

専門実践教育訓練給付金の受給を希望される方は、受給資格の確認や受給手続の詳細につきまして、ご自身で直接、住民票の住所地を管轄するハローワークにてご確認ください。

(参考)厚生労働省 教育訓練給付制度 ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html)